

日本セラピスト認定協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本セラピスト認定協会と称し、略称をJTOAとする。

(事務所等)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都台東区に置く。また、必要に応じ支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、整体、ボディセラピー、リフレクソロジー等の各種セラピストを目指す人たちに対して、セミナーの開催等による教育研修及び資格認定を行い、安全で正しい施術を実施できる環境を整備し、国民の健康増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 整体、ボディセラピー、リフレクソロジー等の各種セラピスト資格認定事業
- (2) セミナーの開催等によるセラピストに対する教育研修事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動及び事業を推進する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動に参加する個人及び団体
- (3) 名誉会員 この法人の目的に賛同し、セラピストの資格又は同等の知識を有する個人

(入会)

第7条 名誉会員以外の会員については、特に条件を定めない。

- 2 名誉会員以外の会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項の者の入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 名誉会員は、理事会の推薦及び本人の承諾をもって会員となる。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、当該会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(入会金及び会費の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費は、返還しない。

第4章 役員等

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上8人以内
 - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を代表理事とし、副代表理事を若干名置くことができる。

(選任等)

第14条 理事は、理事会において選任し、総会に報告する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることがあってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、総会で選任する。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1)理事の業務執行の状況を監査すること
- (2)この法人の財産の状況を監査すること
- (3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
- (4)前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
- (5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、監事を総会で選任するため、後任の監事が選任されていない場合に限り、定款で定められた任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する
- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事は理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、監事は総会において出席者総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、当該役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2)職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(顧問、相談役、名誉理事及び会長)

- 第 20 条 この法人に、顧問及び相談役、名誉理事及び会長を置くことができる。
- 2 顧問、相談役及び名誉理事は、理事会の議決を経て代表理事がこれを任免する。
 - 3 顧問、相談役及び名誉理事は、代表理事の諮問に応じて法人の活動や運営に助言し、または象徴的立場として対外的に協力することができる。
 - 4 会長は、正会員の中から、理事会の議決を経て代表理事がこれを任免する。任期は 2 年とし、再任を妨げない。
 - 5 会長は、本法人の活動及び認定事業に対し、象徴的かつ統括的な立場でこれを支援し、代表理事の委任を受けて対外的な活動に協力することができる。
 - 6 本法人が発行する認定証には、会長の氏名を記載することができる。
 - 7 会長は、認定証、感謝状、表彰状等、法人の名において発行される文書に署名又は記名を行うことができる。

第 5 章 会 議

(種別)

- 第 21 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

- 第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。
- 2 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

- 第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散及び合併
 - (3) 会員の除名
 - (4) 監事の選任、解任、役員の職務及び報酬
 - (5) 事業計画及び活動予算並びにその変更
 - (6) 事業報告及び活動決算
 - (7) 解散時の残余財産の帰属
 - (8) その他運営に関する重要な事項
- 2 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項について議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 24 条 通常総会は毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
 - (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき
 - (3) 監事が第 15 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき
- 3 理事会は、次に掲げる場合に開催する。
- (1) 代表理事が必要と認めたとき
 - (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき

(招集)

第 25 条 前条第 2 項第 3 号の場合を除き、総会及び理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 60 日以内に臨時総会を招集しなければならない。また、前条第 3 項第 2 号の規定により請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 総会及び理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールなどの電磁的方法により、少なくとも開催日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から代表理事が指名する。

2 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

2 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第 28 条 会議における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 会議の議事は、この定款に規定するもののほか、総会においては出席した正会員の過半数、理事会においては理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 総会における正会員及び理事会における理事(以下「構成員」という。)の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した構成員は、前 2 条、次条第 1 項及び第 42 条の適用については、会議に出席したものとみなす。
- 4 会議の議決について、特別の利害関係を有する構成員は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 構成員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあたっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名が記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第32条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第33条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第34条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第35条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業計画及び予算)

第36条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第37条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第38条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定

予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

(臨機の措置)

第41条 予算を以て定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第42条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第43条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人の中から、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第45条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局)

第47条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及びその他の職員を置くことができる。

- 2 事務局の職員は代表理事が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第10章 雜則

(細則)

第48条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定めることができる。

附 則

- (1) この定款は、この法人の成立の日から施行とする。
- (2) この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事：山本 珠美
理 事：矢吹 勝、田澤 徹、山本 哲夫、花田、知秀
監 事：長谷川 健治
- (3) この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 17 年 8 月 31 日決算に係る通常総会の終結日までとする。
- (4) この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 36 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- (5) この法人の設立当初の事業年度は、第 40 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 17 年 8 月 31 日までとする。
- (6) この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。なお本項は、法人設立当初の記録として保存するものであり、現在の会費は附則第 7 項に基づく会費規程によって定める。

正会員 (個人)	入会金	10,000 円	年会費	6,000 円
(団体)	入会金	50,000 円	年会費	5,000 円
名譽会員(個人)	入会金	0 円	年会費	0 円
- (7) この定款は、令和 7 年 10 月 21 日に開催された通常総会の議決により改正され、所轄庁による定款変更認証日より施行する。